

## 佐倉市補助金検討委員会（第 10 回）会議録

日時	平成 26 年 10 月 1 日（水）14 時～	場所	佐倉市役所議会棟 2 階第 4 委員会室
出席者	委員：小口委員長、淡路委員、清水委員、山崎委員、吉見委員		
	事務局	福山企画政策部長 小川財政課長 蜂谷主幹 小林主査 塩浜主査補 田中主査補	
	その他	傍聴者 2 名	
内 容			
<p>(1) 配布資料の確認について（財政課 小林主査）</p> <p>(2) 議事</p> <p>(委員長)</p> <p>議事の進行上、次第にある議題 1 と議題 2 の順を変更し、議題 2 意見書（案）の内容について、進めていきたいと思ひます。</p> <p><b>議題 2 意見書（案）の内容について</b></p> <p>(委員長)</p> <p>意見書（案）について、検討をしていきたいと思ひます。事務局は意見書（案）を読み上げ、委員は適宜意見を述べてください。</p> <p style="text-align: center;">～以下、読み上げは省略（内容は別紙「意見書（案）」参照）～</p> <p>(委員長)</p> <p>「I はじめに」のうち、1. 佐倉市における補助金等の見直しについて、ご意見ありますでしょうか。</p> <p>(D 委員)</p> <p>はじめに「これまでの補助金等のあり方について」を記したほうがいいのではないかと思ひます。それは、見直しの経緯を説明する前に、佐倉市の補助金の位置付けを記し、交付基準等にあるように、公益上必要がある場合に交付する補助金等を「透明性を確保するために定期的な見直しに取組んでいる」という趣旨を明記したほうがいいのではないかとこの意図です。</p> <p>(委員長)</p> <p>ここでは補助金検討の経緯を簡条書きで整理していただひています。D 委員のご意見は、補助金についての考え方ですね。</p> <p>平成 8 年度から検討をおこなっていますが、市が補助金を支給する根拠は明記されてい</p>			

るのでしょうか。明記されていれば、それを受けての今回の検討なので、ここで明記する必要はないと思います。

(小川財政課長)

これまでの委員会の中でも、補助金のあり方についてご意見をいただいておりますし、交付基準の中にも佐倉市の補助金はこういうものであるという記述があります。

(A 委員)

平成 8 年度の新行財政改革システム推進大綱では、何かきっかけがあつて検討をはじめたと思うのですが、そのときの補助金の状況を記述したらいいのではないかと思います。

(委員長)

市における補助金の位置づけを 1 行を整理して入れておきましょうか。

(小川財政課長)

加筆して、各委員にお示ししたいと思います。

(B 委員)

第 8 回の「意見書 (イメージ)」の 4 行目に「全ての補助金を白紙検討することから始まり、全ての団体補助金の一律 10%削減等が実施されました」とあるので、「意見書 (案)」10 行目の「白紙にすることを決定」のところ、一律 10%削減等の実施のくだりも記載したほうがいいと思います。何か財政的な事情があつたのではないかと思います。委員長や A 委員がおっしゃるように、検討のきっかけを記載したほうが文章のつながりがいいと思います。

(委員長)

佐倉市は、なぜ補助金を支出するのかということ、1 行くらいで記述してください。B 委員の意見は、「白紙にすることを決定。また、一律 10%削減することに決定」と付け加えてください。

(委員長)

4 ページからの、「2. 今回の見直しの視点」について、ご意見ございますか。

(A 委員)

5 ページの (1) から (6) のところの語尾を統一したほうがいいのではないのでしょうか。ここは見直しの視点の記述ですので、投げかけるような形にしたほうがいいと思います。

(B 委員)

(4) から (6) は、「～できるか」となっているので、(1) から (3) についても同様に語尾を変更したほうがいいのではないのでしょうか。

(委員長)

(3) は「達成できるか」、(2) は「廃止が可能か」、「ただし～は」( ) に入れる。(1) は「薄れてないのか」としましょう。

(B 委員)

5 ページ上から 2 行目の「行政の関与に起因する」と「自主性・創意工夫の確保」の部分

がしっくりきません。「行政の関与」があると、「自主性・創意工夫」が確保されるのではなく、阻害されると思います。

(委員長)

「創意工夫の欠如が懸念される。また、申請・交付手続きの資料の明確化などが求められる」としましょう。

(A 委員)

7行目、「事業において」を「所管課において」に変更したらいかがでしょうか。

(委員長)

そうしましょう。

(委員長)

「Ⅱ 補助金等に対する意見」のうち「1. 個別の補助金に関するもの」について、ご意見ありますか。

(A 委員)

「NO.70 佐倉市林業振興事業補助金」ですが、語尾が「必要となる」とすると客観性が生じます。「必要である」とすると、意見なのですが、ここはこれでいいでしょうか。

(B 委員)

「必要となる」とすると、未来に必要になってくるという意味が出てくると思います。「必要である」とすると、強い感じを受けます。

(A 委員)

では、ひとまずこのままとしましょう。「NO.3 佐倉市役所職員共済会補助金」についてですが、語尾が「行ってください」と、ここだけ語調が違います。「行うこと」ではどうでしょうか。

(委員長)

私は言い切らないほうがいいと思います。

(B 委員)

「十分な協議は必要である」でいいのではないのでしょうか。

(委員長)

では、そうしましょう。

(A 委員)

「NO.1 議会厚生事業補助金」について、「図書費は需用費として」、「研修参加費は旅費・負担金として」というように、「で」を「として」と変えたほうがいいのではないのでしょうか。

(委員長)

「で」は取って、最後に「として」を入れましょう。「～需用費、～旅費・負担金、～は需用費として」としましょう。

(A 委員)

「No.4 佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金」、「No.5 佐倉市交通安全母の会事業補助金」の語尾が「あろう」となっていますが、ここが他と違う理由は何でしょうか。

(委員長)

言い切れないので、こう直しました。ここはこのままでいいでしょうか。

「No.75 佐倉市企業誘致助成金」の4行目は「寄与するとともに、」ですね。

(A 委員)

「No.109 佐倉市私立幼稚園振興事業補助金」は、語尾が「必要となっている」とあり、現在進行形になっています。

(委員長)

「子ども・子育て支援新制度」の内容がはっきりしていないため、言い切れないという配慮からこう記したものです。

(B 委員)

言い切ってしまうのではないのでしょうか。

(委員長)

それでは、「必要となる」としましょう。

(A 委員)

「No.43 認可外保育施設運営費等補助金」ですが、語尾が「検討を進めるべきであろう」とありますが、「検討すべきである」にしたほうがいいのではないのでしょうか。

(B 委員)

「子ども・子育て支援新制度」の中では、平成29年度までに待機児童を0にするという目標がありますが、達成は難しいという状況があらうかと思います。

(委員長)

この記述の前段は委員会の意見ですが、後半の待機児童の話は膨大な予算がかかるので、「検討を進めるべきであろう」とトーンが落ちています。

(B 委員)

「保育行政を進めるべきであろう」としてはいかがでしょうか。待機児童の解消に向けた保育行政をしていくということは言えると思うのですが。

(D 委員)

「検討をさらに進めるべきである」としてはいかがでしょうか。

(委員長)

「検討をさらに進めるべきであろう」としましょう。

(小川財政課長)

この記述は認可外保育施設の運営費補助に対するご意見なのですが、「併せて、待機児童の解消に向けた保育行政の検討を」というご意見は、この補助を拡充して、待機児童の解消を検討しなさいと受け取れます。

(委員長)

認可外保育施設の運営費補助は行って、それとは別に待機児童の解消を検討しなさいという意味です。

(小川財政課長)

そうだとすると、この記述はここに必要でしょうか。

(委員長)

認可外保育園施設運営費等補助金に対する意見は、はじめの2行です。

(A 委員)

委員会の議論として出たので、ここに附帯意見として記述しています。

(委員長)

課長のご意見はわかりますが、附帯意見はここに残して、語尾は「～検討をさらに進めるべきであろう」としましょう。

(A 委員)

「No.28 佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金」の語尾だけ、「検討が必要と考える」となっており、他と違って違和感を覚えます。

(委員長)

必要であると言い切っているのでしょうか。

(A 委員)

「必要であろう」ではいかがでしょうか。

(委員長)

そうしましょう。

(A 委員)

「No.33 本人活動支援事業補助金」ですが、ここは語尾が「必要となっている」と客観的になっています。

(B 委員)

個人の方の団体への加入を支援するものなので、言い切れない部分があると思います。

(A 委員)

「必要であろう」の方がいいと思います。「必要となっている」とすると、現状を言っているだけになってしまいます。

(委員長)

そうしましょう。

「3. 手続き等に関するもの」における「わかりやすい決算書として取りまとめる」のくだりについては、簡単なひな形を意見書に添付しようと思っています。今回の議論で、どこにお金を使っているかがわからなかったのが、次回の検討委員会に向けてそれを解消しようというのがねらいです。

(A 委員)

現実には、それぞれの団体がそれぞれの会計をやっていますので、それを改めさせるのは困難なのではないでしょうか。

(委員長)

誰にでも書ける記入要領を添付してあげることで、いきなりは無理でも、お金を何に使ったかがわかるようにしていただきたいという趣旨です。

記入要領がしっかりしていればできます。需用費等の、行政における節別に区分しなくても、切手代がいくら、チラシ・パンフレットがいくらといった、使った内容がわかるようにしておいていただきたいと思います。

(小川財政課長)

自治会が難しいと思います。役員が1年ごとに変わります。

(委員長)

最初の役員が作ってしまえば、あとは真似て作ってくれると思います。わかりやすい様式をつけてあげればいいと思います。

(B 委員)

我々委員に提示されている資料は、各課が作成したのですが、各課が各団体からもらっている資料は、様式がバラバラなのではないでしょうか。

(小川財政課長)

様式の統一はとれていないのが現状です。

(委員長)

「Ⅲ 今回の検証により見えてきた問題点」については、このままでいいでしょう。

「Ⅳ 今後のあり方」について、何かご意見ございますか。

(A 委員)

2行目ですが、「重点的に取り組むべき施策については、市民の誤解を招かないよう充分留意することが必要であろう」というのは、主語と述語が合わない気がします。

(委員長)

「重点的に取り組むべき施策については、内容を充分精査した執行が必要であろう」ではいかがでしょうか。

(小川財政課長)

1点確認ですが、下から4行目の「市民税」は、個人市民税・法人市民税という意味でしょうか。

(委員長)

そうです。固定資産税は人口の減少には関係ありません。

(小川財政課長)

法人市民税も人口の減少にはあまり関係ありません。

(委員長)

個人市民税にしましょう。

(A 委員)

下から 5 行目に、「今後、市財政は総体的見直しを行って段階的に予算規模を縮小して行くことになる」とありますが、起債等によって予算規模が大きくなることもあるのではないのでしょうか。記述として後ろ向きに感じます。「していかざるをえない」なら理解できるのですが、「行くことになる」だと、主体的にそうしていくという意味にとれてしまいます。

(委員長)

「していかざるをえない」に変更しましょう。

### 議事 1 補助金等交付基準の見直しについて

(委員長)

では、補助金等交付基準について、検討をしていきたいと思います。事務局は補助金等交付基準を読み上げ、委員は適宜意見を述べてください。

～以下、読み上げは省略（内容は別紙「補助金等交付基準」参照）～

(委員長)

「I 趣旨」については、このままでいいでしょう。

「II 定義」について、ご意見ございますか。

(B 委員)

補助金を交付する定義として、「公益上必要があると認める場合」とあり、個別の補助金を交付基準にあてて判断するには範囲が広いと思うのですが、個別の補助金については、その目的がそれぞれ表現されているものなののでしょうか。

(小川財政課長)

個別の補助金ごとに要綱を設けており、目的が記載されています。

(B 委員)

このままだと何でも公益上必要になってしまいます。この補助金は何のために交付するのか、ということが記載されていることが重要ではないのでしょうか。

(委員長)

ここに記載されているのは、法律上の根拠ですね。地方自治法に基づいて支出しますよということが書いてあるのであって、問題は、佐倉市は「公益上必要がある」ということをどう解釈しているのかということです。

(蜂谷主幹)

それについては、2 ページの共通基準において、(1) から (4) の基準を満たしているかという視点で解釈しています。

(委員長)

定義はこのままでいいでしょう。

次の「Ⅲ 交付期間」についてご意見ありますか。

(A 委員)

すべての補助金について終期を設定し、3年を期限とするとありますが、3年で補助を打ち切っているケースはほとんどありません。また、補助を打ち切れない補助金も多々あると思います。基準と現実があまりにも離れていて、違和感を覚えます。

(委員長)

これを読んでしまうと、3年で団体補助をカットしなければなりません。ここでは、「条例、規則で定めるものを除き、次のとおりとする。」くらいにするのがいいのではないでしょうか。

また、「単年度以外の補助金の交付期間は、原則として4年で見直し、市長選挙があった場合はこの限りではない。」としたらどうでしょうか。4年で見直しを行い、終わりにはしません。

補助金の期限を設定することはありえません。商工会議所の補助金を3年でやめられるわけがありません。

(小川財政課長)

現状の交付基準は終期を設定することで、0から見直しをしています。見直した結果、交付すべきものについては、継続して交付しているという状況です。

(委員長)

話を聞けばわかりますが、交付基準の記述からそうは読み取れません。そうであるなら、見直しをするというように書けば誤解がないと思います。

私は3年ではなく、市長の任期に合わせて4年で見直すべきだと思います。継続するともしないとも書く必要はありません。

(小川財政課長)

各補助金要綱の期限を3年にすることで、継続するか廃止するか内容を変えるか、といった見直しをして、要綱を新たに設定しています。終期を設定しないと、各要綱がずっと有効になってしまいます。

(委員長)

補助金等交付基準では「原則として4年で見直しをする」として、個別の補助金については、全ての要綱を一括して修正すればいいと思います。

補助金を継続するか廃止するかは市長が決めるものです。市民が選んだ市長には、それくらいの裁量権があつてしかるべきです。

市長が重要な補助金を廃止すれば、次の選挙で責任を負うことになります。

(A 委員)

実際に廃止できない補助金はありますよね。例えば、社会福祉協議会に対する補助は廃止できません。

(小川財政課長)



廃止できない補助金もあるのですが、各補助金交付要綱では3年の終期を設定している  
ので、3年を経過すると、新たな補助金交付要綱を作成して、決裁を受けています。こうい  
った手順により更新の意思決定をおこなっています。各要綱のなかで終期を設定しないと  
すると、自動更新になってしまいます。

(A 委員)

更新するというのは、終わらないということです。ですから「4年で見直しをする」と交  
付基準に記載した方が適切なのです。

(委員長)

4年の見直しは補助金検討委員会を開催して見直しをするわけですから、黙って継続する  
補助金はないわけです。この補助金等交付基準は、現実とあまりにかけはなれているとい  
うのがわれわれの意見です。

(A 委員)

奨励的な補助金については、3年で打ち切るという場合は終期を設定する手もあります  
ね。

(B 委員)

過去の補助金検討委員会の中で、終期を設定するべきということになったのでしょうか。

(小川財政課長)

そうです。

(B 委員)

終期を設定することで、「成果を出さないと廃止になってしまう」という緊張感を持たせ  
るという意味があると思いますが、ほとんどの補助金が継続しているという現状では、そ  
の効果がなかったということでしょうか。

(蜂谷主幹)

一番初めに補助金検討委員会を立ち上げたときに、すべての補助金を平成15年度末まで  
という終期を設定して、すべての補助金について継続、廃止という判定をして整理をしま  
した。その後、3年ごとに同様の見直しをおこなっていきましようということで、現在に至  
っています。

(委員長)

「交付期間は原則として4年で見直し、市長選挙があった場合にはこの限りでない。な  
お、見直しにあたっては、第三者機関である補助金検討委員会を設置し、検討をおこなう」  
とすればいいのではないのでしょうか。

(A 委員)

ここに書いていることと現実が乖離しているので、そういった疑問が生じないようにし  
たほうがいいと思います。

(委員長)

現実におこなっていることはいいと思います。現実と表現が違うので、現実に合わせて

記述にしようというものです。また、「(4) 交付期間中の事業計画及び目標を別途明示すること」とありますが、ここは、事業計画、予算書、実績報告書、決算書にすればいいと思います。

(小川財政課長)

ここは3年間の計画を立てるという意味です。

(委員長)

団体に3年の計画を立てるというのは厳しいですね。

(塩浜主査補)

この事業計画は所管課が作成しています。補助事業を、3年の期間でどういうふうに政策運営していくかという計画を作成しています。委員長がおっしゃる個別の年度の予算は、所管課に対して各団体が出しています。

(委員長)

所管課が団体の意向を聞いて計画を出す、というのはおかしいと思います。

(小川財政課長)

担当課としては政策目的があって補助金を支出するわけですから、3年間の計画を立てています。

(A 委員)

無理やり作文している感じがします。

(福山企画政策部長)

補助制度を作り、終期を設定し、3年間でこういう事業をおこなって、こういう成果を出したいという、全体のパッケージを表したものです。

計画書は、市民発でこういう補助制度をつかってほしいというよりも、補助制度により政策誘導をしていきたいという、その趣旨に合致するのであれば、補助をしましょうという行政側の視点から作られるものです。

(委員長)

役所が団体を組織するような話になってしまいます。

議員の厚生事業を市が依頼しているのでしょうか。今の話ですと、依頼に結びついてしまいます。

(福山企画政策部長)

そこを分類別交付基準で分類していて、交付金は、各団体が自主的に運営をしてもらいながら、市が依頼するという点において、市としても経費を交付するというイメージです。補助金はもう少し個別具体的なイメージです。交付と補助と、市がどれくらいの主体を持っているかで分類・整理しています。

(委員長)

今の話だと、市があって、団体に枠をはめて誘導するように受け取ってしまいます。

補助金は、団体から申請が上がってくるものが、市の意向と合致している場合に支出す

るとというのが私の理解です。

(福山企画政策部長)

どんなものでも自由に申請が上がってきて、それを審査するというイメージではありません。ある程度整理して、政策の方向性が見えたときに補助制度としています。

(B 委員)

行政からの働きかけで組織された団体に補助金を出しているとするれば、補助金を廃止できないですよね。そこが矛盾していると思います。

(委員長)

行政が働きかけて団体を組織するということは、問題があるのではないのでしょうか。社会福祉協議会は制度です。法律に基づいて組織されている団体に助成するのはわかりませんが・・・

(蜂谷主幹)

「働きかけ」という言葉のイメージの問題だと思います。

朝日健康マラソン大会事業補助金などは、企業、新聞社等と実行委員会を組織しているもので、働きかけというよりは呼びかけて集まってもらっているというものです。

(委員長)

区分けしない方がいいですよね。区分けは無理です。

3 ページの分類別交付基準は廃止したほうがいいですね。「補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること」なんて書かれてしまうと、利益とは何かが問われます。書くなら、「補助金等の支出が市民福祉の向上につながる」とあれば、理解できます。

(A 委員)

市の財政を握っている人が、市の目的に沿ったものにはしか出さないよというように、どこかですり替わったのではないかと思います。

補助金というのは市民団体が市と一体となって事業を行なっていく中で、必要などころにお金を出すということだと思います。

(福山企画政策部長)

アプローチが違うだけで最終形としては同じではないかと思います。予算化するためには、制度としてルールを作っておかないといけないと思います。

(委員長)

補助金の終期を設定するのというのは違和感があります。第三者委員会を設置して補助金を見直すという佐倉市の方法は賛成ですし、理解できます。

ただ、現実におこなっていることと交付基準の表現があまりにもかけ離れているのではないのでしょうか。

(B 委員)

市が依頼する事務処理や、行政からの働きかけにより組織された団体に対する補助金などは、市からお願いしますと依頼しているので、その予算を減額するとか、3年で終わりに

するというのはあり得ないものです。そういった意識のずれがあると思います。

(小川財政課長)

市から依頼しているものについては、確かに補助金をカットするものではないので、過去の補助金検討委員会でも、啓発、誘導のための補助金を中心に検討したという経緯があります。

また、市から依頼しているものについて交付基準が所要額となっているのは、そういった経緯があります。補助金検討委員会では、すべての補助金を検討していただくことになるのですが、この分類別交付基準があることで、どこを中心に検討していったらいいかということが整理できます。

(B 委員)

当委員会では、分類別交付基準の②-1 に該当する「4 佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会」や「5 佐倉市交通安全母の会」にも意見を出していますが、これらの団体は市からの働きかけで組織された団体だったのでしょうか。

(小川財政課長)

違います。分類の表題がわかりづらいということだと思いますので、委員会としてそういう意見をいただければと思います。

(委員長)

補助金をゼロベース、サンセットにしたいというのは理解できますが、これまで何回も改正したからわからなくなってしまったということではないでしょうか。

表現としても「働きかけ」という文言はどうでしょうか。また、啓発・誘導するというのはいかがでしょうか。依頼するなら委託契約です。「利益につながる」は、「地域経済の発展」、「公共の福祉の増進」でしょうね。

(小川財政課長)

交付基準に対する委員会の意見はどのように整理いたしますか。

(委員長)

いくつかの自治体の交付規準を見てください。

問題点は 2 つあり、現実と交付基準がかけ離れていることと、文言がわかりづらいことです。

(小川財政課長)

意見書としてどう表現するかということですね。

(A 委員)

今までの交付基準をゼロベースで見直すということですね。

(委員長)

分類別交付基準も見直す必要があります。

(小川財政課長)

個々の補助金 1 つ 1 つについて、補助率を検討していくということでしょうか。

(委員長)

基準には補助率を記載しないという案もあります。結局は予算の範囲内での交付なので  
すから。

(B 委員)

文言は考え直していただくとして、個々の補助金を 3 年に一度見直す中で、重要性が増  
したので 1/2 以内の補助率から所要額にするといった、分類間の移動ができるようにしても  
いいのではないのでしょうか。

(A 委員)

分類別交付基準は、

- ・ 市行政の代行的役割の補助金は、補助率 2/3 程度から 10/10、補助期限は切らない。
- ・ 市行政を補完する役割の補助金は、概ね 1/2 程度、補助期限は切らない又は長期。
- ・ 啓発、奨励的な役割の補助金は、1/3 から 1/10 程度、補助期限は 3 年から 5 年。

と、3 つに分けるのが私の案です。

(小川財政課長)

100 を超える補助金があり、全てを分類するために細かくなっています。今、おっしゃ  
った分類では、災害見舞金はどこに入るかというと、おそらく入るところがないと思いま  
す。概ね 9 割はこの 3 つに入ってくると思いますが。

(委員長)

それでは、今後の検討方法ですが、意見書は固まってきましたので、各委員は交付基準  
に対して意見書上どう記載するか、意見を事務局に提出してください。

恐縮ですが、あと 1 回しか委員会がありませんので、10 月 10 日までをお願いいたしま  
す。

それでは、以上で本日の委員会を終わりにします。

(終了 : 16 : 50)